

平成28年度行政監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象機関	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の実施期間	1
6	監査の実施方法	1
第2	AEDの設置・管理の状況	7
1	AEDの設置状況、取得方法等	7
(1)	AEDの設置状況	7
(2)	AEDの取得方法	9
(3)	使用実績等について	11
2	管理体制、点検状況等	12
(1)	厚生労働省通知の周知状況	12
(2)	点検担当者の配置状況	12
(3)	日常点検の実施状況	14
(4)	点検記録簿の整備、保管状況等	15
(5)	消耗品の管理状況	17
	ア電極パッド・バッテリーの使用期限の把握	17
	イ表示ラベルの取付	18
3	情報提供等の状況	19
(1)	AED設置表示板の掲示状況	19
(2)	設置に係る情報提供の状況	20
4	操作方法の習得について	21
5	指定管理者制度導入施設の状況	21
(1)	設置状況	21
(2)	県による指定管理者への指導状況	23
	アAEDの管理状況の確認	23
	イ管理体制、点検方法に係る指導・指示の状況	23
	ウ職員の研修に係る指導・指示の状況	24

第3	監査の結果及び所見	25
1	AED設置の検討について	25
2	AEDの取得方法について	25
3	AED設置表示板等の掲示、情報提供について	26
4	厚生労働省通知を踏まえた適切なAEDの管理等について	26
5	指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置、指導等について	26
参考資料		28
	通知1「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」	
	抜粋	28
	通知2「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」	30
	通知3「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について(再周知)」	
		33
	通知4「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関する	
	ガイドラインについて（通知）」	抜粋 34

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

「県の施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について」

2 監査の目的

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）は、心停止者の心電図を自動解析し、音声等の指示により心臓に電気ショックを与えることで、救命や後遺症の軽減において優れた効果を発揮する医療機器である。

平成16年7月より救命の場に居合わせた非医療従事者によるAEDの使用が認められ、公共施設等への設置も推奨されていることから、県の施設においても普及してきている。

一方、AEDは、適切な管理が行われなければ、緊急時に作動せず、救命効果に重大な影響を与えることが懸念されている。

このことから、県の施設におけるAEDの設置状況を把握するとともに、日常点検等が適切に行われ、もしもの際に効果的に活用できる状況にあるか検証し適正な管理に資することを目的とする。

3 監査対象機関

AEDを設置・管理している機関（指定管理者が管理を行う公の施設を所管する機関を含む。）

4 監査の着眼点

- (1) 設置状況はどうか。
- (2) 点検・管理が適切に行われているか。
- (3) 設置場所の表示や情報提供が適切に行われているか。
- (4) 操作方法の習得が適切に行われているか。
- (5) 指定管理者制度導入施設へ設置している場合、指定管理者への指示が適切に行われているか。

5 監査の実施期間

平成28年7月から同年10月までの間に監査を実施した。

6 監査の実施方法

調査実施時点（平成28年7月）における定期監査対象機関全体のAEDの保有状況及び管理状況を書面により調査した。

調査結果を踏まえ、AEDを設置していると回答のあった121機関の中から、管理の状況や部局のバランス等を考慮のうえ10機関を選定し、提出された調査票をもとに実地監査を行った。

A E D を設置している機関

部局名	所属名	部局名	所属名
知事公室(1)	消防学校	教育庁	総合教育センター
総務部 (4)	管財課(本庁舎) (北部合同庁舎) (中部合同庁舎) (南部合同庁舎) 自治研修所 宮古事務所 八重山事務所		県立図書館
環境部(1)	動物愛護管理センター		埋蔵文化財センター
子ども生活福祉部 (2)	若夏学院 平和援護・男女参画課 (平和祈念資料館)		辺土名高等学校
保健医療部 (4)	保健医療政策課(本庁舎) 看護大学 中部保健所 南部保健所		北山高等学校
農林水産部 (5)	農業研究センター 森林資源研究センター 水産海洋技術センター 農業大学校 病虫害防除技術センター		本部高等学校
商工労働部 (2)	浦添職業能力開発校 具志川職業能力開発校		名護高等学校
文化観光スポーツ 部(2)	沖縄県立芸術大学 沖縄県立博物館・美術館		宜野座高等学校
土木建築部 (5)	下地島空港管理事務所 下水道管理事務所 那覇浄化センター 具志川浄化センター 西原浄化センター		石川高等学校
議会事務局(1)	総務課		前原高等学校
教育庁 (82)	離島児童生徒支援センター		読谷高等学校
			コザ高等学校
		普天間高等学校	
		浦添高等学校	
		首里高等学校	
		那覇高等学校	
		真和志高等学校	
		小禄高等学校	
		豊見城高等学校	
		知念高等学校	
		糸満高等学校	
		西原高等学校	
		北谷高等学校	
		南風原高等学校	
		美里高等学校	
		陽明高等学校	
		与勝高等学校	
		宜野湾高等学校	
		豊見城南高等学校	
		具志川高等学校	
		北中城高等学校	
		嘉手納高等学校	
		首里東高等学校	
		那覇西高等学校	
		那覇国際高等学校	
		北部農林高等学校	
		中部農林高等学校	
		南部農林高等学校	
		未来工科高等学校	
		美里工業高等学校	
		那覇工業高等学校	
		沖縄工業高等学校	
		南部工業高等学校	

部局名	所属名	部局名	所属名
教育庁	浦添工業高等学校 中部商業高等学校 那覇商業高等学校 南部商業高等学校 浦添商業高等学校 具志川商業高等学校 沖縄水産高等学校 開邦高等学校 球陽高等学校 向陽高等学校 久米島高等学校 宮古高等学校 宮古工業高等学校 伊良部高等学校 八重山高等学校 八重山農林高等学校 八重山商工高等学校 名護商工高等学校 宮古総合実業高等学校 泊高等学校 沖縄盲学校 沖縄ろう学校 美咲特別支援学校 美咲特別支援学校はなさき分校 大平特別支援学校 那覇特別支援学校 鏡が丘特別支援学校 鏡が丘特別支援学校浦添分校 名護特別支援学校 宮古特別支援学校 島尻特別支援学校 八重山特別支援学校 森川特別支援学校 泡瀬特別支援学校 桜野特別支援学校 西崎特別支援学校 沖縄高等特別支援学校 与勝緑が丘中学校	病院事業局 (6)	北部病院 (本院、伊平屋診療所、伊是名診療所) 中部病院 南部医療センター・こども医療センター (本院、座間味診療所、渡名喜診療所、粟国診療所、阿嘉診療所、久高診療所、北大東診療所、渡嘉敷診療所) 宮古病院 八重山病院 (本院、大原診療所、西表西部診療所、小浜診療所、波照間診療所) 精和病院 <small>※津堅診療所、南大東診療所、多良間診療所については、除細動器を設置済</small>
		企業局 (4)	久志浄水管理事務所 石川浄水管理事務所 北谷浄水管理事務所 西原浄水管理事務所
		県警本部 (2)	生活安全部 地域課 県警本部受付及び各警察署(14署)、警察学校 交通部 運転免許課 運転免許センター及び安全運転学校(北部・中部・宮古・八重山分校)
合計 121機関			

指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置状況

部局名	所属名	施設（地区）名	AEDの設置
総務部	総務私学課	沖縄県公文書館	有
企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター	無
環境部	環境再生課	沖縄県平和創造の森公園	無
子ども生活 福祉部	福祉政策課	沖縄県総合福祉センター	有
	青少年・子ども家庭課	石嶺児童園	有
	平和援護・男女参画課	沖縄県男女共同参画センター	無
農林水産部	森林管理課	沖縄県県民の森	有
商工労働部	ものづくり振興課	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	無
		沖縄バイオ産業振興センター	有
	企業立地推進課	沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区	有
	情報産業振興課	沖縄IT津梁パーク施設 沖縄情報通信センター	有 有
文化観光ス ポーツ部	観光整備課	沖縄コンベンションセンター 万国津梁館	有 有
	文化振興課	沖縄県立博物館・美術館	有
	スポーツ振興課	奥武山総合運動場	有
土木建築部	道路管理課	県民広場地下駐車場	無
	海岸防災課	海浜公園（中城湾港安座真海浜公園）	有
		海浜公園（金武湾港宇堅海浜公園）	有
	港湾課	宜野湾港マリーナ	有
西原・与那原マリンパーク 与那原マリーナ		有 無	
都市計画・モノレール課	都市公園（名護中央公園） 都市公園（沖縄県総合運動公園） 都市公園（浦添大公園）	有 有 有	

部局名	所属名	施設（地区）名	A E D の設置
		都市公園（海軍壕公園） 都市公園（平和祈念公園） 都市公園（バナナ公園） 都市公園（首里城公園） 都市公園（奥武山公園） 都市公園（中城公園）	有 有 有 有 有 有
	住宅課	県営住宅（北部地区） 県営住宅（中部A地区） 県営住宅（中部B地区） 県営住宅（南部地区） 県営住宅（宮古地区） 県営住宅（八重山地区）	無 無 無 無 無 無
教育庁	生涯学習振興課	沖縄県立名護青少年の家 沖縄県立糸満青少年の家 沖縄県立石川青少年の家 沖縄県立玉城青少年の家 沖縄県立宮古青少年の家 沖縄県立石垣青少年の家	有 有 有 有 有 有
合計 43施設（地区）			

第2 AEDの設置・管理の状況

1 AEDの設置状況、取得方法等

(1) AEDの設置状況

AEDについては、平成16年7月に非医療従事者（県民等）によるAEDの使用が認められてから12年が経過しており、県庁舎・学校等へのAED設置は、調査時点で121機関に253台が設置されている。（表1-1）

この間、厚生労働省から都道府県知事へ、AEDの適切な管理等の実施に係る通知が2度にわたり行われており、AEDに係る行政を所管する保健医療部保健医療政策課（以下「保健医療政策課」という。）においても、同通知を関係部局へ送付しているほか、県ホームページに「AED（自動体外式除細動器）について」を掲載し周知に努めている。

表1-1 AEDの設置状況の推移

単位：年度、台

部局別	不明	H16以前	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
機関数	1	3	2	9	32	14	6	4	5	6	8	15	12	4
機関数(累計)	1	4	6	15	47	61	67	71	76	82	90	105	117	121
設置台数	8	6	4	28	46	18	20	5	9	28	13	23	28	17
設置台数(累計)	8	14	18	46	92	110	130	135	144	172	185	208	236	253

〈参考〉AEDに係る主な通知

1. 平成21年4月16日 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
2. 平成25年9月27日 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

AEDについては、庁舎等の管理を行う154機関の78.6%にあたる121機関に設置されていた。（表1-2）

特に、県立学校（高等学校・特別支援学校等）については、全校（78校）に設置されており、そのうち60.3%にあたる47校が2台以上設置していた。また、施設面積の広い（12ha）農業大学校では、AEDの設置について、設置場所から150m（早足で1分以内）以内に施設の大部分が収まるよう配慮されていた。

AEDを設置していない機関は33機関で、設置していない理由としては「必要性を検討したことがない」や「特になし」が7機関、「検討中」が4機関、「予算措置されていない」が5機関、「近隣にAED設置施設があるため」などが8機関などとなっている。（表1-3）

なお、AEDの設置について、県の基準や部局の方針等はなく、それぞれの庁舎等の管理責任者の判断で設置されている。

表 1-2 AEDの設置状況 (部局別)

単位：台、%

部局別	庁舎管理を行う機関数	AED設置機関数	設置率	設置台数
知事公室	1	1	100.0	2
総務部	5	4	80.0	7
環境部	1	1	100.0	1
子ども生活福祉部	7	2	28.6	2
保健医療部	10	4	40.0	6
農林水産部	20	5	25.0	7
商工労働部	5	2	40.0	2
文化観光スポーツ部	2	2	100.0	6
土木建築部	6	5	83.3	5
企業局	5	4	80.0	5
教育庁	83	82	98.8	143
病院事業局	6	6	100.0	45
警察本部	2	2	100.0	21
議会事務局	1	1	100.0	1
合計	154	121	78.6	253

表 1-3 AEDを設置していない理由

未設置の理由	機関名
近隣にAEDの設置施設がある、または庁舎内に他者が管理しているAEDが設置されているため (8機関)	総務部 自動車税事務所 保健医療部 総合精神保健福祉センター、北部保健所 農林水産部 中央卸売市場、農業研究センター名護支所 商工労働部 工業技術センター、工芸振興センター 企業局 水質管理事務所
規模の小さい事務所又は、来訪者が少ない (6機関)	保健医療部 中央食肉衛生検査所 農林水産部 八重山農林水産振興センター(家畜保健衛生課) 宮古農林水産振興センター(家畜保健衛生課) 中央家畜保健衛生所、家畜衛生試験場 家畜改良センター
予算の措置がされていない (5機関)	子ども生活福祉部 コザ児童相談所、中央児童相談所 保健医療部 宮古保健所 農林水産部 栽培漁業センター 教育庁 島尻教育事務所
検討中、または今後検討する予定 (4機関)	農林水産部 農業研究センター石垣支所、南部農業改良普及センター 商工労働部 大阪事務所 土木建築部 都市モノレール建設事務所
必要性を検討したことがない (4機関)	子ども生活福祉部 女性相談所、身体障害者更生相談所、計量検定所 農林水産部 北部農林水産振興センター(家畜保健衛生課)
必要性なし等 (3機関)	保健医療部 八重山保健所 農林水産部 畜産研究センター、海洋深層水研究所
特に理由なし (3機関)	保健医療部 衛生環境研究所 農林水産部 農業研究センター宮古島支所、水産海洋技術センター石垣支所
計	33機関

(2) A E Dの取得方法

A E Dの取得は、購入によるものが 124台 (49.0%)、リースによるものが 99台 (39.1%) で、全体の約90%を占めている。(表 1-4)

購入による設置について、平均購入価格は 279,184円で、バッテリー交換や電極パッドなどの消耗品の交換時に別途購入費用が必要となる場合が多かった。

リースによる設置については、契約期間が5年以上の契約を結んでいるものが64台 (64.7%) で全体の6割を占めており、次いで3～5年未満が22台 (22.2%) となっている。なお、再リースを含む単年度契約も10台 (10.1%) あった。

リースの場合、契約期間等により金額が異なるため、全体平均額は出さなかったが、一例として、最も契約台数の多い5年リースによる設置 (62台) についてリース期間の総額の平均額を算出したところ267,380円だった。

なお、両者とも、購入や契約の時期、機種やサービス内容等を考慮しない単純平均であるため、取得の際には、各機関において現状に合わせた検討が必要と考えられる。

A E D設置台数の多い教育庁 (143台)、病院事業局 (45台)、県警本部 (21台) について取得方法を見ると、教育庁が購入51.7%、リース40.6%、その他7.7%。病院事業局が購入68.9%、その他31.1%。県警本部がリース81.0%、その他19.0%となっていた。(表 1-4)

なお、購入とリースを併用している機関も見受けられた (10機関) ため、該当する機関への実地監査の際、理由を確認したところ、「A E Dの設置時期が異なるため取得方法が異なっている。」との回答だった。

表 1-4 AEDの取得方法

単位：台、%

部局別	購入		リース		その他		合計	
	台数	構成比	台数	構成比	台数	構成比	台数	構成比
知事公室	2	100.0					2	100.0
総務部			7	100.0			7	100.0
環境部			1	100.0			1	100.0
子ども生活福祉部	2	100.0					2	100.0
保健医療部	4	66.7	1	16.7	1	16.7	6	100.0
農林水産部	4	57.1	3	42.9			7	100.0
商工労働部			2	100.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	1	16.7	5	83.3			6	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0			5	100.0
企業局	5	100.0					5	100.0
教育庁	74	51.7	58	40.6	11	7.7	143	100.0
病院事業局	31	68.9			14	31.1	45	100.0
警察本部			17	81.0	4	19.0	21	100.0
議会事務局			1	100.0			1	100.0
合計	124	49.0	99	39.1	30	11.9	253	100.0

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

(3) 使用実績等について

AEDの使用実績について、平成25～27年度までの3年間を確認したところ、6機関で9件の実績があり、うち4件は電気ショックを行っており、残り5件については、電極パッドを装着したが、電気ショックの必要がないと判断された事例だった。(表1-5)

なお、いずれの事例でも使用時における機器の作動不良等は発生していなかった。

職員によるAEDの使用は、毎年度、数回は行われており、使用する相手も職員だけでなく県民への事例も発生しており、年齢も成人だけでなく未成年者(高校生)に及んでいる。

表1-5 AEDの使用実績

単位：件

年度	件数	備考
平成25年度	2	教育庁(学校) 2件
平成26年度	4	総務部、病院事業局、県警本部(2件)
平成27年度	3	総務部、教育庁、県警本部
合計	9	

【AEDを使用した事例】(電気ショックを行わなかったものを含む)

1. 職員が職員へ使用

庁舎で職員が倒れたため他の職員がAEDを使用、その後、急患搬送された。

2. 職員が部外者への使用

庁舎の敷地に隣接する道路で倒れていた男性へ職員がAEDを使用、その後、救急搬送された。

3. 教師等が生徒への使用

- (1) 県立高校裏門近くで倒れていた生徒へAEDを使用、その後、救急搬送された。
- (2) 県立高校で、授業中、生徒が倒れた際に使用、電気ショックの必要はなく、生徒はその後、意識を回復した。

2 管理体制、点検状況等

(1) 厚生労働省通知の周知状況

保健医療政策課では、AEDの適切な管理等に係る厚生労働省通知を、平成25年12月6日付けで関係部局へ送付し周知を図っている。

AED設置機関（121機関）へ当該通知について確認したところ、知っていたのは75機関（62.0%）で、その内訳は設置者が42.7%、点検担当者が40.4%、その他の者が16.9%となっている。知らないと回答したのは46機関（38.0%）だった。（表2-1）

表2-1 厚生労働省通知の周知状況

知っている	知らなかった
75(62.0%)	46(38.0%)

(2) 点検担当者の配置状況

平成21年4月16日付け厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（以下「平成21年厚労省通知」という。）では、AEDの設置者に対し、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を行うよう求めている。

AED設置機関に対し、点検担当者の配置状況を確認したところ、配置していたのは79機関（65.3%）で、配置していないのが42機関（34.7%）となっている。点検担当者を配置していない機関には、養護教諭や警備員などが定期的に点検していると回答する14機関が含まれており、これを合わせると93機関（76.9%）については、なんらかの形で点検担当者が置かれていた。

残り28機関（23.1%）については点検担当者を配置していないが、そのうち20機関が「厚生労働省通知を了知していなかった」ことを理由としている。（表2-2）

表 2 - 2 点検担当者の配置状況

単位：%

部局別	配置		未配置		合計	
	機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部	3	75.0	1	25.0	4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部			2	100.0	2	100.0
保健医療部	2	50.0	2	50.0	4	100.0
農林水産部	2	40.0	3	60.0	5	100.0
商工労働部	2	100.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
企業局	1	25.0	3	75.0	4	100.0
教育庁	59	72.0	23	28.0	82	100.0
病院事業局	4	66.7	2	33.3	6	100.0
警察本部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	79	65.3	42	34.7	121	100.0

(3) 日常点検の実施状況

平成21年厚労省通知は、AEDの設置者に対し日常点検等を行うよう求めている。取扱説明書によると、日常点検は毎日の点検としてインジケータ表示の色やメッセージを確認すること、また、機種により毎月の点検としてバッテリーの残量確認が必要としている。

日常点検の実施について確認したところ、毎日点検しているのが32機関（26.4%）で、週1回が14機関（11.6%）、月1回が25機関（20.7%）、年1回が25機関（20.7%）となっていた。（表2-3）

点検をしていないのは25機関（20.7%）で、点検をしていない理由は「点検の必要性を認識していなかった」等（15機関）が最も多く、次いで「業者によるリモート監視システムがあるため」（2機関）、「異常時には警告音が鳴るから」（1機関）などだった。

表2-3 日常点検の実施状況

単位：%

部局別	毎日		週1回		月1回		年1回		実施なし	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室			1	100.0						
総務部	2	50.0	1	25.0			1	25.0		
環境部									1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0							1	50.0
保健医療部			1	25.0			1	25.0	2	50.0
農林水産部	2	40.0			1	20.0			2	40.0
商工労働部	1	50.0			1	50.0				
文化観光スポーツ部	2	100.0								
土木建築部			1	20.0	1	20.0			3	60.0
企業局	1	25.0	1	25.0					2	50.0
教育庁	21	25.6	7	8.5	20	24.4	22	26.8	12	14.6
病院事業局	2	33.3	1	16.7	2	33.3			1	16.7
警察本部			1	50.0					1	50.0
議会事務局							1	100.0		
合計	32	26.4	14	11.6	25	20.7	25	20.7	25	20.7

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

(4) 点検記録簿の整備、保管状況等

平成21年厚労省通知は、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録するよう求めている。

点検記録簿の整備について確認したところ、整備しているのは42機関（34.7％）で保管場所は、点検担当者などが執務室内に保管したり、また、AEDと一緒に棚等へ保管しているものが多かった。

一方、整備していないのは79機関（65.3％）で、その理由は「必要性を認識していなかった」（27機関）、「点検のみに止めていた」（14機関）などとなっている。（表2-4）

点検記録簿の保管は、1年～3年未満が16機関（38.1％）と最も多く、次いで5年以上が14機関（33.3％）、3年～5年未満及び1年未満が3機関（7.1％）となっている。なお、保管期間を定めていない機関が6機関（14.3％）あった。（表2-5）

表2-4 点検記録簿の整備状況

単位：％

部局別	有		無		合計	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部			4	100.0	4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部			2	100.0	2	100.0
保健医療部	2	50.0	2	50.0	4	100.0
農林水産部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
商工労働部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0
土木建築部	1	20.0	4	80.0	5	100.0
企業局	1	25.0	3	75.0	4	100.0
教育庁	26	31.7	56	68.3	82	100.0
病院事業局	5	83.3	1	16.7	6	100.0
警察本部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	42	34.7	79	65.3	121	100.0

表 2 - 5 点検記録簿の保管期間

単位：%

1年未満		1～3年未満		3～5年未満		5年以上		定めていない		合計	
機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
3	7.1	16	38.1	3	7.1	14	33.3	6	14.3	42	100.0

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

(5) 消耗品の管理状況

ア 電極パッド・バッテリーの使用期限の把握

平成21年厚労省通知は、電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施するよう求めている。

電極パッドの使用期限を把握していたのは118機関（97.5%）、バッテリーの使用期限を把握していたのは118機関（96.7%）と極めて高い結果となっている。（表2-6）

実地監査を行った機関へ確認したところ、交換の時期が近づくと、リース契約の場合に業者から交換品が送られて来ることや購入の場合でも業者から期限を知らせる案内が届いたとの説明を受けた。

表2-6 消耗品の管理状況

単位：%

部局別	電極パッド				バッテリー			
	使用期限を把握している		使用期限を把握していない		使用期限を把握している		使用期限を把握していない	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室	1	100.0			1	100.0		
総務部	4	100.0			4	100.0		
環境部			1	100.0			1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0	1	50.0	1	50.0
保健医療部	4	100.0			4	100.0		
農林水産部	5	100.0			5	100.0		
商工労働部	2	100.0			2	100.0		
文化観光スポーツ部	2	100.0			2	100.0		
土木建築部	5	100.0			5	100.0		
企業局	4	100.0			4	100.0		
教育庁	82	100.0			82	98.8	1	1.2
病院事業局	5	83.3	1	16.7	5	83.3	1	16.7
警察本部	2	100.0			2	100.0		
議会事務局	1	100.0			1	100.0		
合計	118	97.5	3	2.5	118	96.7	4	3.3

注) AEDを2台設置する機関のうち1機関については、機器ごとに異なる回答をしていたため、設置機関数とは一致していない。

イ 表示ラベルの取付

平成21年厚労省通知は、AED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載することにより、AEDの適切な管理を行うよう求めている。

表示ラベルの取り付けについて確認したところ、取り付けていたのは延べ130機関（92.9%）で、場所は本体が75機関（53.6%）、ケースが42機関（30.0%）で、電極パッドの収納袋に取り付けたり、設置場所に表示していたものが13機関（9.3%）あった。

一方、取り付けていなかったのは10機関（7.1%）で、理由は「リース契約により定期的に交換している」などだった。（表2-7）

実地監査を行った機関では、交換期限等が記載された表示ラベルを取り付けたり、収納箱にシールを貼るなどにより管理されていた。

表2-7 表示ラベルの取付状況

単位：%

部局別	取付有り						取付なし		合計	
	本体		ケース		その他		機関数	構成比	機関数	構成比
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比				
知事公室	1	100.0							1	100.0
総務部	1	25.0	1	25.0	1	25.0	1	25.0	4	100.0
環境部							1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0					2	100.0
保健医療部	2	40.0	2	40.0	1	20.0			5	100.0
農林水産部	3	50.0	3	50.0					6	100.0
商工労働部			1	50.0	1	50.0			2	100.0
文化観光スポーツ部	1	50.0	1	50.0					2	100.0
土木建築部	4	44.4	1	11.1	4	44.4			9	100.0
企業局	1	16.7	3	50.0	2	33.3			6	100.0
教育庁	57	63.3	23	25.6	3	3.3	7	7.8	90	100.0
病院事業局	3	42.9	4	57.1					7	100.0
警察本部			2	50.0	1	25.0	1	25.0	4	100.0
議会事務局	1	100.0							1	100.0
合計	75	53.6	42	30.0	13	9.3	10	7.1	140	100.0

注1) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2) 表示ラベルがAED本体とケース等の複数箇所に取り付けられていた17機関を含む。

3 情報提供等の状況

(1) AED設置表示板の掲示状況

一般財団法人日本救急医療財団（以下「救急医療財団」という。）がとりまとめた「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」によると、AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこととして、人が多いなどの心停止の発生頻度が高い場所、リスクの高いスポーツが行われる場所などを挙げている。また、見やすい場所に配置し、位置案内を適切に掲示するなどの工夫が望ましいとされている。

AEDの表示板の掲示状況を確認したところ、表示板等があるのは91機関（75.2%）、無いのは30機関（24.8%）となっていた。（表3-1）

実地監査を行った機関では、行政機関の場合、多くが1階玄関ホールなどの目立つ場所へ、県立学校では体育館や保健室などへ設置されており、分かりやすい場所や使用が見込まれる場所に設置されていた。また、AEDの設置場所が事務室などの場合、設置場所までの方向や距離などをステッカーなどで表示することで、迅速に設置場所への誘導ができるように配慮されていた。

表3-1 AED設置表示板の掲示状況（部局別）

単位：%

部局別	有		無		合計	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室	1	100.0			1	100.0
総務部	4	100.0			4	100.0
環境部			1	100.0	1	100.0
子ども生活福祉部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
保健医療部	3	75.0	1	25.0	4	100.0
農林水産部	3	60.0	2	40.0	5	100.0
商工労働部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
文化観光スポーツ部	1	50.0	1	50.0	2	100.0
土木建築部	5	100.0			5	100.0
企業局	3	75.0	1	25.0	4	100.0
教育庁	64	77.1	19	22.9	83	100.0
病院事業局	2	40.0	3	60.0	5	100.0
警察本部	2	100.0			2	100.0
議会事務局	1	100.0			1	100.0
合計	91	75.2	30	24.8	121	100.0

(2) 設置に係る情報提供の状況

平成21年厚労省通知は、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要なときにAEDが迅速に使用できるような取組として、救急医療財団ホームページへAEDの設置情報を登録することへの協力を依頼している。

救急医療財団への登録について確認したところ、登録している機関は58機関（46.1%）で、うち情報を公開しているのは55機関（43.7%）となっていた。

（表3-2）

救急医療財団への登録以外にも自己のホームページへの掲載（4機関）や地域の消防関連のホームページに掲載している機関があった。

登録していない機関は55機関（43.7%）で、手続き中の機関が1機関含まれている。

表3-2 情報提供の状況

単位：%

部局別	自己のホームページ		救急医療財団				その他		なし	
			公開		非公開					
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
知事公室			1	100.0						
総務部			1	25.0					3	75.0
環境部									1	100.0
子ども生活福祉部									2	100.0
保健医療部	1	20.0	2	40.0	1	20.0			1	20.0
農林水産部			1	20.0			1	20.0	3	60.0
商工労働部			2	100.0						
文化観光スポーツ部			1	50.0	1	50.0				
土木建築部									5	100.0
企業局					1	25.0			3	75.0
教育庁	3	3.5	43	50.0			8	9.3	32	37.2
病院事業局			1	16.7					5	83.3
警察本部			2	100.0						
議会事務局			1	100.0						
合計	4	3.2	55	43.7	3	2.4	9	7.1	55	43.7

注1) %は、四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2) 情報提供の方法が複数実施されている5機関を含む。

4 操作方法の習得について

平成21年厚労省通知では、点検担当者はAEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいとしている。

AED使用に関する講習会の受講状況を確認したところ、受講しているのは91機関（75.2%）だった。特に、県立学校（高等学校、特別支援学校等）については、講習会への参加以外にも、定期的に救急体制の資料配付を行ったり、生徒に対して救難訓練を実施するなどの事例があった。

一方で、28機関（23.1%）が受講の有無を把握していないとしている。（表4-1）

なお、受講の必要なしと回答した機関は、消防学校や病院で救急に携わる機関だった。

表4-1 講習会等の受講状況

単位：機関

受講している	不明	受講の必要なし	合計
91(75.2%)	28(23.1%)	2(1.7%)	121(100%)

5 指定管理者制度導入施設の状況

指定管理者制度導入施設（以下「指定管理施設」という。）（43施設）について、施設を管理する19課（以下「指定管理所管課」という。）に対し施設へのAEDの設置状況を確認した。

また、AEDを設置する施設については、指定管理所管課に対しAEDの管理状況、また、管理及び研修に関する指示・指導の状況を確認した。

(1) 設置状況

指定管理施設へのAED設置は、31施設（72.1%）に50台で、設置者は県が8台、指定管理者が42台だった。（表5-1）

設置していないのは12施設（27.9%）で、設置していない理由は「ガイドラインで有効性が未定とされている」（5地区）、「設置検討中」（2施設）、「近隣施設等に設置済」や「設置不要」（3施設）などだった。なお、設置していない施設には、県及び指定管理者以外の者がAEDを設置している施設（1地区）が含まれている。（表5-2）

表5-1 指定管理制度導入施設における設置状況

単位：％

設置者 部局別	県			指定管理者			未設置		合計	
	施設数	構成比	台数	施設数	構成比	台数	施設数	構成比	施設数	台数
総務部				1	100.0	1			1	1
企画部							1	100.0	1	0
環境部							1	100.0	1	0
子ども生活福祉部				2	66.7	2	1	33.3	3	2
農林水産部	1	100.0	1						1	1
商工労働部	1	20.0	1	3	60.0	3	1	20.0	5	4
文化観光スポーツ部				4	100.0	10			4	10
土木建築部				13	61.9	26	8	38.1	21	26
教育庁	6	100.0	6						6	6
合計	8	18.6	8	23	53.5	42	12	27.9	43	50

表5-2 指定管理者制度導入施設におけるAED未設置施設及び理由

部局	課室	施設名	理由等
企画部	科学技術振興課	沖縄ライフサイエンス研究センター	設置していない。近隣の複数施設に設置されている事を確認している。
環境部	環境再生課	沖縄県平和創造の森公園	公園内でのサッカー大会など野外活動が多く実施されるようになり、救急措置の重要性が高まっているため今年度設置を予定している。
子ども生活福祉部	平和援護・男女参画課	沖縄県男女共同参画センター	同じ三重城合同庁舎内の自治研修所に設置されているため。
商工労働部	ものづくり振興課	沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター	現在設置に向け取り組んでいる。
土木建築部	道路管理課	県民広場地下駐車場	駐車場は大勢の人が集まる場所ではなく一時的に立ち寄る場所であるため。
土木建築部	港湾課	与那原マリーナ	現在設置に向け取り組んでいる。
土木建築部	住宅課	県営住宅（6地区）	AEDガイドラインで、住宅におけるAED設置の有効性が、未定とされているため。（5地区） なお、県営住宅石垣地区（砂辺団地他3カ所）については、石垣市が行政財産の使用許可を得てAEDを設置している（4台）。
合計			12施設

(2) 県による指定管理者への指導状況

ア AEDの管理状況の確認

指定管理所管課により管理状況が確認されていたのは17施設(54.8%)で、確認されていなかったものが14施設(45.2%)だった。(表5-3)

指定管理所管課による確認は、実地調査等が5施設、口頭が6施設、事業報告書等により確認しているものが6施設だった。

表5-3 AEDの管理にかかる県の確認状況 単位：施設、%

確認している					確認していない
文書及び実地調査	実地調査	口頭	その他	計	
1	4	6	6	17 (54.8%)	14 (45.2%)

イ 管理体制、点検方法に係る指導・指示の状況

指定管理所管課に対し、指定管理者へ管理体制・点検方法について、指導・指示等を行っているかを確認したところ、協定書等の文書により指導・指示等を行っているのが1施設(3.2%)、口頭で指導・指示等を行っているのが10施設(32.3%)、指導・指示等を行っていないのが20施設(64.5%)だった。(表5-4)

指導・指示等を行っていない理由は「基本協定書に指定管理者が危機管理や安全管理のマニュアルを作成するよう規定している」(9施設)や「事業報告書等により管理・点検が適切に行われていることを把握している」(5施設)などだった。

表5-4 県による指定管理者への管理体制・点検方法に係る指導・指示状況

単位：施設、%

文書		口頭		なし		合計	
施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
1	3.2	10	32.3	20	64.5	31	100.0

ウ 職員の研修に係る指導・指示の状況

指定管理所管課に対し、指定管理者へAEDの操作方法に係る研修について、指導・指示等を行っているか確認したところ、協定書等の文書により指導・指示等を行っているのが2施設（6.5%）、口頭で指導・指示等を行っているのが10施設（32.3%）、指導・指示等を行っていないのが19施設（61.3%）だった。（表5-5）

指導・指示等を行っていない理由は「指定管理者が自主的に職員研修等は実施している」（16施設）などだった。

表5-5 県による指定管理者への職員の研修に係る指導・指示の状況

単位：%

文書		口頭		なし		合計	
施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
2	6.5	10	32.3	19	61.3	31	100.0

注）四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

第3 監査の結果及び所見

本年度の行政監査は、「県の施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について」をテーマとし、AEDの設置、点検や管理の状況、情報提供、操作方法の習得、指定管理者制度導入施設における指定管理者への指示の状況を調査し、さらに、AED設置機関の中から10機関を選定して実地監査を行った。

監査に当たっては、関係通知に基づき確認を行ったところ、点検担当者を配置していないものや日常点検を実施していないもの、点検記録簿を整備していないものなど不適切な事例が見受けられた。

AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理がなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

庁舎等に設置されたAEDは、毎年度数回使用され、県民の救命に役立てられていることから、AEDの設置及び管理について、職員は、自らが救命の現場に居あわせ使用する可能性があることを念頭に、関係通知の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次の点に留意して改善に努めていただきたい。

1 AED設置の検討について

救急医療財団がとりまとめた「AEDの適正配置に関するガイドライン」においては、AEDの設置が推奨される施設として、比較的規模の大きな公共施設や人口密集地域にある公共施設については、AEDを設置することが望ましいとされている。

庁舎等の管理者においては、AEDの設置が推奨されるものであることを踏まえ、AEDの設置について改めて検討していただきたい。また、施設の面積や建物等の配置、在職者や在籍者、利用者数などを踏まえ、必要最小限の設置で最大限の効果を発揮できる配置を検討することを基本に、必要に応じて2台以上を設置することも検討していただきたい。

保健医療政策課及び部局主管課においては、各機関・管下機関への情報提供などを通し必要な施設へのAED設置が図られるよう努めていただきたい。

2 AEDの取得方法について

AEDの取得方法の約90%が購入又はリースとなっている。購入とリースのどちらがより経済的、効率的かは、当該庁舎等の管理体制など条件により異なると考えられるが、AEDを2台以上設置する機関のうち10機関において、1台を購入で、1台をリースで取得していた。

AEDの設置に当たっては、庁舎等の管理体制や予算確保の方法など施設の現

状を踏まえながら、耐用年数内における消耗品の交換も含めた総コスト、メンテナンスや支援サービス費用なども含め、購入とリース契約とを比較し、経済的かつ効率的な調達に努めていただきたい。

3 AED設置表示板等の掲示、情報提供について

「AEDの適正配置に関するガイドライン」によると、AEDの効果的・効率的設置に当たり考慮すべきこととして、見やすい場所に配置し、位置案内を適切に掲示するなどの工夫が望ましいとされている。

AED設置を示す表示板等を掲示していない30機関については、上記要件が満たされる場所へ掲示していただきたい。

平成21年厚労省通知によると、地域住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域にあるAEDの設置場所を把握することで必要時に迅速に使用できるようにすることなどを目的に、救急医療財団ホームページへのAED設置登録を推奨している。

登録をしていない55機関においては、当該通知の趣旨や庁舎等の管理体制などを考慮のうえ登録を検討していただきたい。設置業者への登録依頼後は、その内容を救急医療財団ホームページにて確認していただきたい。

4 厚生労働省通知を踏まえた適切なAEDの管理等について

保健医療政策課は平成25年12月に点検担当者の配置、日常点検の実施と点検記録簿の作成、バッテリーや電極パッド等消耗品の管理などAEDの適切な管理等を内容とする厚生労働省通知を部局あて送付している。

点検担当者を配置していない42機関、日常点検をしていない25機関、点検記録簿を整備していない79機関については、当該通知を確認のうえ、点検担当者の配置、日常点検の実施及び点検記録簿の整備を行っていただきたい。なお、同通知はAEDの操作方法に関する講習を受講したものを点検担当者とするのが望ましいとしている。AEDの操作方法に係る講習等の受講状況を把握していない28機関については、これを把握し点検担当者が受講する機会を確保していただきたい。

また、AED本体及びバッテリーや電極パッド等の消耗品については、表示タグ等を取り付けるなど使用期限等を把握し、更新・交換を適切に行っていただきたい。

5 指定管理者制度導入施設におけるAEDの設置、指導等について

指定管理者制度導入施設のうち12施設についてAEDが設置されておらず、また、AED設置施設のうち20施設について指定管理所管課による指示・指導が行われていなかった。

県においては、A E D未設置施設について、当該施設の性質や環境、利用状況などに応じたA E Dの設置について指定管理者と連携し検討していただきたい。また、A E D設置施設において管理等が適切にされているかを適宜確認し指示・指導等を行っていただきたい。そのうえで、協定書等指定管理業務の内容を定める書面にA E Dの設置、管理等について記載することを検討していただきたい。

参考資料

通知 1

「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」

(平成16年7月1日)

(医政発第0701001号)

(厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛)

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士(以下「有資格者」という。)以外の者による自動体外式除細動器(Automated External Defibrillators。以下「AED」という。)の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書(以下「報告書」という。)が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中での的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者(以下「心停止者」という。)に対するAEDの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法(昭和23年法律第201号)第17条違反となるものであること。

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民(報告書第3の3の(4)「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。)がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてAEDを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

講師については、報告書第3の3の(2)の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びAEDの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。

4 効果の検証

非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について(平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知)」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

5 その他

- (1) 報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。
- (2) 関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知しているものであること。
- (3) 非医療従事者によるAEDの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。

(別紙省略)

通知 2

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」

(平成21年4月16日)

(医政発第0416001号)

(薬食発第0416001号)

(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各都道府県知事宛)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を發揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎(出先機関を含む。)、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して、各市町村の庁舎(出先機関を含む。)及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、A

ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても伝えること。

別紙

ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

ＡＥＤの設置者（ＡＥＤの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

ＡＥＤの点検担当者は、ＡＥＤの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対応を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するＡＥＤについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けて下さい。

3. ＡＥＤの保守契約による管理等の委託について

ＡＥＤの購入者又は設置者は、ＡＥＤの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたＡＥＤの管理等を委託して差し支えありません。

4. ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、ＡＥＤの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いいたします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索(財団法人日本救急医療財団ホームページ)URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

[別添1]

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」

(平成21年4月16日)

(薬食発第0416001号)

(厚生労働省医薬食品局安全対策課長から各製造販売業者代表者宛)

(以下省略)

[別添2]

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」

(平成21年4月16日)

(医政発第0416002号)

(薬食発第0416002号)

(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から関係省庁等宛)

(以下省略)

通知 3

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」

(平成25年9月27日)

(医政発0927第6号)

(薬食発0927第1号)

(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各都道府県知事宛)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(平成21年4月16日付け医政発第0416001号、薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。)により、適切な管理方法を周知し、協力をお願いしています。

今般、AEDの製造販売業者にアンケート調査を行った結果、適切な維持管理が行われていない原因として、点検担当者の変更や時間の経過による維持管理への意識の低下などが挙げられています(別紙)。また、「AEDの設置拡大、適切な管理等について(あっせん)」(平成25年3月26日付け総評相第64号)で、21年通知の発出以降も、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態が指摘されています。

このため、AEDの管理者が消耗品の適切な交換など維持管理の方法を十分に理解し、日頃から意識するよう、貴管下の各関係団体等に対し、21年通知の再度の周知徹底をお願いいたします。その際、AEDが民間企業や集合住宅等にまで広く普及している現状を踏まえ、一般広報等の活用も検討をお願いいたします。

また、AEDの製造販売業者や販売業者・賃貸業者が提供する日常点検の受託業務や維持管理の補助の各種サービスを活用することも有効と考えられるので、必要に応じて活用することも検討をお願いいたします。

なお、本通知の写しを、関係省庁等に対し通知したことを申し添えます。

(省略)

(別紙) AEDの維持管理に関する製造販売業者に対するアンケート調査結果(概要)

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」

(平成25年9月27日)

(医政発0927第7号)

(薬食発0927第2号)

(厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長から各省庁宛)

標記については、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。)により、AEDが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎(出先

機関を含む。以下同じ。)等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いしているところです。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているAEDについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

(以下省略)

通知 4

「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」

(平成25年9月27日)

(医政発0927第8号)

(厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知)により非医療従事者である一般市民にも使用が認められて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に急速に普及してきました。

AEDのさらなる普及拡大に当たり、単に設置数を増やすだけでなく、効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから、今般、一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」において検討がなされ、別添のとおり「AEDの適正配置に関するガイドライン」が取りまとめられました。

貴職におかれては、このガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めていただくようお願いいたします。

[別添]

AEDの適正配置に関するガイドライン(抜粋)

平成25年9月9日

一般財団法人日本救急医療財団

本ガイドラインの趣旨(省略)

1. はじめに(省略)
2. AED設置が求められる施設

(1) AEDの設置に当たって考慮すべきこと

心停止は、発生場所によってその頻度も救命率も大きく異なる。院外心停止の7割以上が住宅で発生するが、目撃される割合、VFの検出頻度は公共場所のほうが高く、除細動の適応となり、救命される可能性も高い。そのため、先進国では公共場所を中心としたAED設置が推奨されてきた。

AEDを効果的・効率的に活用するためには、人口密度が高い、心臓病を持つ高齢者が多い、運動やストレスなどに伴い一時的に心臓発作の危険が高いなど心停止の発生頻度に直接関わる要因だけでなく、目撃されやすいこと、救助を得られやすい環境であることも考慮する必要がある。

また、市民に救助をゆだねるという性格上、一定の救命率が期待される状況下での普及を推し進めるという考え方も必要である。その一方で、旅客機や離島など、救急隊の到着に時間がかかる場所や、医療過疎地域等で迅速な救命処置が得られにくい状況に対しても、住民のヘルスサービスの一環として不公平が生じないようAED設置に配慮すべきである。

表1：AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止(中でも電気ショックの適応である心室細動)の発生頻度が高い(人が多い、ハイリスクな人が多い)
2. 心停止のリスクがあるイベントが行われる(心臓震盪のリスクがある球場、マラソンなどリスクの高いスポーツが行われる競技場など)
3. 救助の手がある／心停止を目撃される可能性が高い(人が多い、視界がよい)
4. 救急隊到着までに時間を要する(旅客機、遠隔地、島しょ部、山間等)

(2) AEDの設置に当たって目安となる心停止の発生頻度

AEDの設置に際して考慮すべき第一の条件として、心停止の発生頻度が高いところにAEDを設置するべきである。

(以下省略)

(3) AED設置施設の具体例

上記の議論を踏まえて以下にAEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例を示す。

【AEDの設置が推奨される施設(例)】

① 駅・空港

日本では、公共の場所のうち、特に多数の人が集まる駅での心停止発生、並びにAEDの使用例が多いとの報告がある。都市部において鉄道は主たる移動手段で年齢を問わず多くの人が集まる場所であり、一日の平均乗降数が10,000人以上の駅ではAED設置が望ましい。また、混雑する人ゴミの中で救命処置を円滑に行うためにも職員らによる周到的準備・訓練が不可欠である。

空港でのAEDの必要性は①駅での理由に加え、長旅や疲労などによるストレスが高まる環境にさらされ心臓発作を起こしやすいと報告されている。欧米からも空港におけるAEDの有効性は示されており、空港もAEDの積極的な設置が求められる。

② 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関

旅客機内は、長旅や疲労などによる心臓発作のリスクに加え、孤立して救急隊の助けが得られにくい特殊性からもAEDの必要性が高い。旅客機内ではAED使用例が一定頻度で発生しており、その有効性も実証されていることから、旅客機内にはAEDを設置することが望ましい。同様に、新幹線・特急列車、旅客船・フェリーなどの長距離乗客便にはAEDを設置することが望ましい。

③ スポーツジムおよびスポーツ関連施設

スポーツ中の突然死は、比較的若い健康人に発生することが多く、心停止を目撃される可能性も高い。球技やランニングの他、運動強度の高いサッカー、水泳、マラソンなどのスポーツでは心室細動の発生が多い。また、野球やサッカー、ラグビーなどの球技、あるいは空手などの格闘技では心臓震盪の発生が比較的多いことが報告されている。スポーツジムおよび管理事務所を伴うグラウンド、球場等、これらのスポーツを実施する施設にはAEDを設置することが望ましい。

④～⑤ (省略)

⑥ 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設

規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED設置・管理の規範となるという意味からもAEDを設置することが望ましい。

⑦ 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設

人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AEDを設置することが望ましい。

⑧ 高齢者のための介護・福祉施設

50人以上の高齢者施設など的高齢者のための施設では、一定以上の頻度で心停止が発生しており、AEDの設置が望ましい。

⑨ 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)

学校における心停止は、児童・生徒に限らず、教職員、地域住民など成人も含め一定頻度報告されている。日本において、学校管理下の児童・生徒の突然死のおよそ3割は心臓突然死で、年間30～40件の心臓突然死が発生していると報告されており、学校はもっともAEDの設置が求められる施設の一つである。日本のほとんどの学校には、少なくとも1台のAEDは設置されているが、広い学校内において心停止発生から5分以内の除細動を可能とするためには複数台のAEDを設置する必要がある。また、学校における突然死の多くは、クラブ活動や駅伝の練習、水泳中など、運動負荷中に発生しており、運動場やプール、体育館のそばなど、発生のリスクの高い場所からのアクセスを考慮する必要がある。

⑩ 会社、工場、作業場

多くの社員を抱える会社、工場、作業場などはAED設置を考慮すべき施設である。例えば、50歳以上の社員が250人以上働く場所・施設にはAEDを設置することが望ましい。

⑪ (省略)

⑫ 大規模なホテル・コンベンション

ホテルやコンベンションは、多人数が集まるうえに、滞在時間も長いため、AEDの設置が望ましい。

⑬ その他

⑬—1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス

民間救急車などのサービスの性質上、AEDを用いた一次救命処置の実践が求められる施設は、AEDの設置および訓練が求められる。

⑬—2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域などでは、救急隊や医療の提供までに時間を要するため、AEDの設置が求められる。

【AEDの設置が考慮される施設(例)】

① 地域のランドマークとなる施設

地域の多人数を網羅している、救急サービスの提供に時間を要するなどの地域の実情に応じ、郵便局、24時間営業しているコンビニエンスストアなど救助者にとって目印となり利用しやすい施設へのAEDの設置は考慮して良い。

② 集合住宅

自宅での心停止は、同居者が不在か、居ても睡眠中や入浴中などでは目撃されないことが多く、またその同居者がしばしば高齢で、迅速で適切な救助が得られないなどの理由からAED設置の有効性は未定である。しかし、我が国では突然心停止の発生は70%近くが自宅・住居であり、集合住宅が多いため、集合住宅等の人口が密集した環境ではAED設置の効果が期待される。

表2：AEDの設置が推奨される施設の具体例

1. 駅・空港
2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関
3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設
4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設
5. 多数集客施設
6. 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設
7. 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設
8. 高齢者のための介護・福祉施設
9. 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等)
10. 会社、工場、作業場
11. 遊興施設
12. 大規模なホテル・コンベンション
13. その他
 - 13—1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス
 - 13—2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所

3. AEDの施設内での配置方法

(省略)

市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AED

Dの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。

- (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。
- (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。
- (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。
- (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。
- (5) インジケーターが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度(夏場の高温や冬場の低温)や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。

表3：AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと

1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置
 - 現場から片道1分以内の密度で配置
 - 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置
 - 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮
2. 分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板)
3. 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる)
4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置
5. AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)
6. 壊れにくく管理しやすい環境への配置

(以下省略)